

しが障害者施設応援企業認定要領にかかる Q A

※材料等の提供（寄付）における特定副産物の認定については、滋賀県土木交通部が実施する入札参加資格審査の評価項目における加点制度で行われます。

＜認定制度全般に関すること＞

NO	内容	回答
1	しが障害者施設応援企業に認定されるとどういったメリットがあるのか。	この認定を受けていることは、滋賀県土木交通部が実施する入札参加資格審査の評価項目において、調達または材料等の提供（寄付）の認定額に応じた加点がなされるほか、総合評価一般競争入札またはプロポーザルにおける落札者決定において評価対象となっております。
2	申請から認定までにどれぐらいの期間がかかるのか。	4 月～7 月末までの申請期間中に受け付けた申請に関しては、おおむね申請月の次月中に認定通知を発出します。 添付書類の不足等により確認が必要な場合などは発出が遅れる場合があります。
3	第3において申請期間の4月～7月末までに、取引事業所等から領収書などの証明書の入手ができず、申請が遅れた場合どうなるか。	第3ニ(2)に従い、申請期間中に申請してください。期限を過ぎて提出となった場合、認定が遅れたり、認定できない場合があります。
4	認定通知を紛失した場合、再発行は可能か。	任意様式により、障害福祉課に再発行申請をしていただければ、発行した認定通知書の写しを発出します。ただし、発出できるのは前年度までの認定通知書の写しです。

＜物品または役務の調達に関すること＞

NO	内容	回答
1	発注実績とは税込みのことか。	お見込みのとおり、税込みでの実績です。
2	障害者施設への支払い等、口座振替による振込手数料は調達額に含まれるのか。	振込手数料は調達額に含まれません。
3	障害者施設等が扱っている物品・役務はどういったものがあるか。	滋賀県ホームページに生産活動を行っている事業所の物品・サービスリストを掲載しています。 また、大量の発注や比較的規模の大きな役務に関しては共同受注窓口（滋賀県社会就労事業振興センター）から複数の事業所に発注することも可能です。

4	第3において、前年度実績により認定とあるが、物品の発注が3月、納品、支払いが4月、認定申請が5月となった場合当該調達はどの年度の実績となるのか。	納品のあった4月の属する年度の実績となります。 また、役務の場合、3月中に役務の提供を開始し、4月中に終了したときは、役務の提供が開始された3月の属する年度の実績となります。
---	--	--

<材料等の提供（寄付）に関すること>

NO	内容	回答
1	第2(2)における「生産活動に直接資する材料、物品等」とはなにか。	その材料等を利用して、障害者就労施設等の障害者が生産活動を行い、便益を得ることができるものです。 ※単に材料等を提供（寄付）すればよいのではなく、その障害者就労施設等の生産活動において活用され、便益を得ることができるものが要件となります。そのため、提供（寄付）に当たっては、その障害者就労施設等における生産活動の確認や調整等を行ったうえで進めてください。 ○現在認められているもの（例） ・生産活動において材料となるもの（被膜電線等） ○認められないもの（例） ・金銭 ・生活用品（トイレットペーパー等） ・機器（トースター、草刈り機等） ・衣類（空調服等） ・道具類（ブラシ等） ・備品類（車椅子やベンチ等） その他個別の事例については、ご相談ください。
2	第2(2)における「定期的に提供していること」とはどの程度の頻度か。	生産活動を行う障害者就労施設等は、障害者の働く場および就労のための訓練の場であることに鑑み、おおむね1年間の生産活動が可能な程度と想定していますが、提供される材料等や、一度に提供される量等にもよるため個別に判断します。 ※本制度は福祉的就労する障害者の工賃向上および就労促進を目的としているため、その趣旨をご理解頂き、単年度限りの提供ではなく継続的に提供が可能な物をお願いします。

3	第2(2)ニにおける、「ハに掲げる～金額に相当する便益がある」とはどういうことか。	提供する材料等に市場価値が認められ、かつ提供を受ける障害者就労施設等において生産活動を行うにあたり必要とされる物となります。
4	材料等の提供先は斡旋してもらえるのか。	提供先の斡旋は行っていません。 障害者就労施設等における生産活動は多種多様です。地域において繋がりのある施設や滋賀県ホームページに掲載しているサービスリスト等を参考に、個々に確認を行ってください。 ※サービスリストは県内全域の事業所を掲載しているものではありませんのでご注意ください。
5	材料等の提供について、どのように金額を認定するのか。	公的機関や第三者機関等による相場価格、通常の販売価格等から算出します。
6	材料等の提供に関する申請において必要な書類はなにか。	第3（申請必要書類）に掲げるものの他、以下の書類が必要になります。 ○必要書類（例） ・公的機関や第三者機関等による相場価格が分かる書類等 ・販売カタログ等通常の販売価格が分かる書類 ・購入時の領収書 ※個別の事例によるものであるため、ご相談ください。
7	その他留意事項としては何があるか。	材料等の提供（寄付）を行うにあたっては、各種の法制度に反していないことが求められます。 そのため、事前に申請者において法令違反がないか確認のうえで申請書の提出をお願いします。 （法令違反となり得る例） ・廃棄物処理法に反して使用済品の提供（寄付）を行う等 ＜参考：廃棄物に関する問い合わせ先＞ ① 産業廃棄物 →事業所の所在地を管轄する環境事務所または 県庁循環社会推進課廃棄物対策室 （大津市の場合は市の産業廃棄物対策課） ② 一般廃棄物 →市町の廃棄物処理担当部署